

2021年7月28日  
全国港湾21 発第9号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏木 公 廣



### 能代運輸(株)の労使協定違反などに関するストライキを含む行動の準備指示

1. 先に開催(21年7月15~16日)した第7回中央闘争委員会(第14回中央執行委員会)は、能代運輸(株)が新規免許の取得(限定解除)の動きを強めると共に、秋田・船川港のガントリークレーンの利用を巡って、新たな混乱を持ち込もうとしていることを重大に受け止め、全国的課題として位置づけ取り組むことを確認した。
2. これをふまえ、第5回戦術委員会(12回常任中央執行委員会/7月26日開催)は、事態の打開と港湾労働の安定、産別協定の遵守を徹底するために、日港協に対し、2021年7月28日以降、行動の自由を留保することを通告した。
3. したがって、各単組・地区港湾は、本件の解決に至るまで、ストライキ行動を実施できる準備を整えるよう指示する。  
なお、具体的な行動などについては、別途指示する。また、労調法第37条に基づく争議予告は、準備整い次第行う。
4. 第5回戦術委員会(12回常任中央執行委員会)の確認事項
  - (1) ストライキ行動の決定は、中央執行委員会の承認を要するが、今回の措置は緊急を要したことと、具体的な行動に当たっては、今回の常任中執の確認とともに、あらかじめ中央執行委員会に報告し、再確認を行ったうえで実行に当たることのできることを求める。
  - (2) 本件での取り組みの柱と考え方
    - ① 全国港湾も加わった「労使協定の遵守」を軸に取り組む。
    - ② ガントリー使用を委託した秋田県、事業許可の裁可を行う東北運輸局との協議を重視し取り組む。また、ACTC(ガントリークレーン借受社)との協議も重視する。
    - ③ 日港協には労使協定遵守を基本に「能代運輸(株)への働きかけ」を求めていく。
    - ④ 公取委対策を検討する

(3) 以上の取り組みを進めるに当たって、中央執行委員会の下に「能代運輸(株)対策委員会」を設置する。その構成は、下記の通りとする。

委員長：真島中央執行委員長代行

副委員長：新妻東北港湾議長、竹内中央執行副委員長

事務局長：松永中央執行委員

対策委員：矢代東北港湾事務局長、鈴木(龍)中央執行委員、岡部中央執行委員、光部中央執行委員、園田中央執行委員、中辻中央執行委員、佐藤中央執行委員、増田中央執行委員

以上

- <添付> ① 公文第7号 能代運輸(株)の労使協定違反などに関する要求について  
② 公文第8号 能代運輸(株)の労使協定違反などに関する要求に係る  
行動の自由の留保の通告